

平成29年度 東京都税制調査会
第4回小委員会 議事録

日 時 平成29年9月28日(木) 午前10時00分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成29年度 東京都税制調査会第4回小委員会

平成29年9月28日（木）10：00～12：01
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【百澤税制調査担当課長】 本日はお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第4回小委員会次第」、「座席表」でございます。

その右側は、「答申（素案）」でございます。

さらにその右側は、答申（素案）に対する委員からの御意見でございます。そのほかは参考資料でございます。

それでは、この後の進行は、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから、平成29年度東京都税制調査会第4回小委員会を開催させていただきます。

本日は、平成29年度東京都税制調査会答申（素案）について審議をさせていただきます。

事務局から、答申（素案）の構成や特徴について説明いただいた後、全体を4つに区分して、それぞれ事務局の説明の後に審議という手順で進めていきたいと思っております。

それでは、事務局から答申（素案）の構成や特徴と、「I 税制改革の視点」について説明をお願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、資料「平成29年度東京都税制調査会答申（素案）」をごらんください。

最初に構成案を御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして目次をごらんください。

今年度の答申は、四部構成となっております。

第一部は「税制改革の視点」として、税制改革に関する当調査会の考え方を記載しております。

第二部では、「税制改革の方向性」として、税の種類ごとに、基本的な考え方と個別の論点を記載しております。

第三部では、「地方税財政制度における諸課題」として、環境を初め、その他の論点について記載しております。

第四部では、「住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」として、今後の社会経済と地方税制のあり方について記載しております。

なお、今年度の「検討事項」を踏まえ、昨年度答申から新たに追加した項目や記載を充実させた項目がございます。

具体的には、第二部の「1 個人所得課税」、「3 消費課税」のうち「(2) 地方消費税の清算基準」、「4 資産課税」、第三部の「1 環境を基軸とした税制」のうち「(3) 森林環境税」などでございます。

本日は、こうした点を中心に御説明させていただきます。

それでは、答申（素案）のIを御説明させていただきます。

1～4ページの「1 地方自治を支える分権改革」、「2 財政の持続可能性の確保」、「3 地方税体系のあり方」につきましては、昨年度答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、5ページの「4 時代の変化に対応した税制の実現」の「(1) 少子・高齢化、人口減少社会に対応した税制」についてでございます。6ページの1つ目のボツでは、「1人の若者が1人の高齢者を支える社会は『肩車型』に例えられる。しかし、今後訪れる社会は、人口構造の変化に加え、雇用環境の変化による若年

層を中心とした低所得化や、一人暮らしの高齢者の増加など、これまでとは前提が大きく異なる。支える側は自分の体重以上を背負う、いわば『重量挙げ型』社会の到来であり、これまで以上に強い力で高齢社会を支えることができる社会経済システムの構築が急務である」としております。

続きまして、「(2) 支援を必要とする者に配慮した税制」、「(3) 税制のグリーン化」については、昨年度答申の考え方を踏襲してございます。

続きまして9ページ「(4) 納税者の信頼の向上」でございまして。3つ目のポツの後段におきまして「納めた税が自らの生活に還ってきているという実感、いわば『還元感』を住民が実感することが、税に対する信頼確保に向けた第一歩となる」としております。

また、4つ目のポツの後段におきまして「税に対する理解を深める上では、積極的な情報発信に加えて税務行政を適正かつ公平に執行することで、税務行政に対する納税者の信頼を獲得することが求められる」としております。

ここまでの説明は以上でございまして。

【諸富小委員長】 それでは、ただいまの御説明について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。何かございましたらよろしくお願いたします。

【星野委員】 9ページ目の還元感の話なのですが、沼尾先生の意見にもありますとおり、還元感の定義をもう少し書き加えたほうが良いのではないかと印象を私も持っておりまして、沼尾先生は、「自分たちの」としてどうかという御意見なのですが、私も「自らの生活や社会」という言葉を加えて、個人だけに還元するものではないということをもう少し加えたほうが良いのではないかと印象です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

小林委員、よろしくお願いたします。

【小林委員】 今の点は私も賛成です。税を払う上での納得感という意味では、自分に返ってくるということのほうがより直接的ではあるのですが、ただ、税はそれだけのためのものではないということは納税者教育としてしっかり行った上で、社会への還元感というような意識を持ってもらうことがより大事なのではないかと思っております。

【諸富小委員長】 何か文言上、こういうふうにしたほうが良いという御提案はありますか。

【小林委員】 ですので「自らの生活」というところを、例えば「自分たちの」であるとか「社会への」というふうに変えることでいいのではないかと思います。

【諸富小委員長】 石田委員、何かございますか。

【石田委員】 確かに「社会」をどこかで入れたい。自分たちの周りということを入れたほうがいいのかも少しありません。

【諸富小委員長】 「自ら」だと個人に返ってくるという色彩が濃過ぎるので、それにかわって個人はもちろんですが、「社会」とか「私たち」とか、もう少し集合的なものを支えているんだという部分も出したほうが良いという、ほぼ委員の皆様のご意見の総意的な感じでしょうか。

【池上会長】 皆様からの意見もそのとおりだと思いますので、例えば「納めた税が社会、すなわち自分たちの生活に還ってきているという実感」、そういう形で修文すれば皆さんの御意見に沿うものになるのではないかと思いますので、そこら辺は表現を工夫いたします。

【諸富小委員長】 ほかの箇所でございますでしょうか。

では、この箇所について特にならなければ、次に進みたいと思っております。

そうしましたら、事務局より「Ⅱ 税制改革の方向性」の1と2について説明をお願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、10ページをごらんください。「税制改革の方向性」の「1 個人所

得課税」でございます。まずは、「(1) 個人所得課税の改革の方向性」です。

1 1 ページの 2 つ目のポツの後段及び 3 つ目のポツでは、「子育てや医療、介護の環境整備において地方自治体が果たす役割はますます大きくなっており、それを支える自主財源として個人住民税をはじめ地方税の充実を図っていくべきである」「個人住民税の充実に当たっては、公平な税負担と財源の安定的な確保に向けて『広く薄く』課税を行う趣旨から、税率の引上げよりも控除制度の見直し等による課税ベースの拡大が優先されるべきである」としております。

続きまして、1 2 ページの 3 つ目のポツでは、「社会保障財源に充てる税については、国・地方を通じた個人所得課税の拡充を視野に入れることも議論するべきである。特に、地域の行政サービスを支える個人住民税は、『還元感』を身近に意識しやすいことから、財源の一つとして検討に値すると考えられる」としております。

続きまして、「(2) 控除制度の見直し」でございます。

1 4 ページの 3 つ目のポツでは、「給付付き税額控除の導入に当たっては、まず政策の目的を明確化した上で、どのような類型を採用するか判断する必要がある。制度設計においては、既存の社会保障制度や税制との役割分担の明確化、所得の正確な捕捉とその一元的な管理、執行機関や関係機関間における情報共有、不正受給の防止等の課題がある」としております。

続きまして、「(3) ふるさと納税」でございます。

1 5 ページの 3 つ目のポツでは、『ふるさと納税』による寄附金は、地域の活性化に資するとともに、自然災害を被った地方自治体には多額の寄附が寄せられ復興支援にも寄与している。しかし、利用者の多くは、実質 2,000 円の負担で得られる返礼品を目的に『ふるさと納税』を行っていると考えられ、無償であることが前提の『寄附』とはかけ離れた実態となっている」としております。

4 つ目のポツでは、「高所得者ほど多くの返礼品を受け取ることができ、事実上の節税対策ともされているこの制度は、垂直的公平の観点で大きな問題がある」としております。

また、1 6 ページの 1 つ目のポツでは、『ふるさと納税ワンストップ特例制度』は、一定の条件で確定申告を行わなくても申請により寄附金控除を受けられる仕組みであるが、この適用を受けた場合、本来は所得税から控除する分も含めて寄附者の居住する地方自治体の個人住民税から全額控除される。これは地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度である」としております。

2 つ目のポツでは、『ふるさと納税』を受けた地方自治体では当該寄附の全額が歳入となるのに対し、寄附を行った者が住所を置く地方自治体が不交付団体の場合は控除額全額が減収となり、交付団体の場合は控除額の 75% が地方交付税で補てんされる。すなわち『ふるさと納税』は、主に不交付団体の税収と交付団体が受けるべき地方交付税を減少させることにより、寄附を受けた地方自治体の歳入を増加させる制度であると言える」としております。

3 つ目のポツでは、『ふるさと納税』は、受益と負担との関係を歪める制度である。『ふるさと納税』は抜本的に見直し、寄附の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである」としております。

4 つ目のポツでは、地方自治体が自らの財源と責任に基づき自律的な行財政運営を行うという観点からは、国が全国一律の制度として『ふるさと納税』を定めるのではなく、各地方自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とするべきである」としております。

続きまして、「(4) 個人事業税」でございます。

1 7 ページの 3 つ目のポツでは、「個人事業税における課税の公平性と納税者の税に対する信頼を確保するために、課税対象事業を限定列挙する現行の方式の見直し又は法定業種の速やかな追加を行うべきである」としております。

続きまして、1 8 ページの「2 法人課税」でございますが、基本的には全て昨年度及び一昨年度の答申の考

え方を踏襲してございます。

この部分の説明については以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、今の御説明いただいた箇所について、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【小林委員】 その前にといいいますか、欠席されている先生からいただいている意見は、その都度、事務局から紹介していただいたほうがいいのかと思うのです。先ほど沼尾先生の意見は星野先生から紹介していただきましたが、それも踏まえて議論したほうがいいのかと思います。

【諸富小委員長】 そうしましょう。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、紹介させていただきます。

沼尾委員からいただいている意見は、「Ⅱ 税制改革の方向性」11ページ2つ目のポツのところでございます。「子育てや医療、介護の環境整備において地方自治体が果たす役割はますます大きくなっており、それを支える自主財源として個人住民税をはじめ地方税の充実をはかっていくべきである」という記述に対して、社会保障等の対人社会サービスをまず個人住民税で賄うという誤解を招かないようにしたほうがよい。例えば「地方自治体が果たす役割はますます大きくなっている。これらを支える自主財源として地方税の充実を図っていくべきであり、個人住民税は重要な税源の一つである」としてはどうかという御意見をいただいております。

続いて12ページ1つ目のポツでございます。「税と社会保険料の負担を通じた格差是正という観点から財源のあり方を考える必要がある」という記述に対しまして、社会保険料にも格差是正という機能があるように読めてしまう。例えば「税と社会保険料を併せた負担の観点から財源のあり方を考える必要がある」としてはどうかという意見をいただいております。

また、14ページ3つ目のポツでございます。「制度設計においては、…所得の正確な捕捉とその一元的な管理、…」という記述がございます。こちらにつきましては所得を一元的に管理するか、分散的に管理するかについては議論の余地がある。諸外国では必ずしも一元的に管理している国ばかりでなく、一元的に管理することのリスクもある。管理の方法までは記載せず、「その管理」とするだけでもよいのではないかという意見をいただいております。

続いて17ページの個人事業税です。個人事業税については、制度趣旨としては所得課税ではないことから、この場所に置くのであれば注釈を入れるとよいのではないかという意見をいただいております。

続いて土居委員からの意見です。また戻って恐縮ですが、12ページの1つ目のポツでございます。「社会保険料は、負担額のベースとなる標準報酬月額等に上限があることなどから、所得が高いほど負担率が低くなる、いわゆる逆進性を有しているとされる」という記述に対して、注に出典は記載されているのですが、「社会保険料は税より逆進的である」ということがわかる図を載せたほうがよいのではないかといった意見をいただいております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

以上、本日御欠席の委員からの御意見を紹介させていただきましたが、それを踏まえまして皆様の御意見を伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【小林委員】 今の土居先生からの逆進性に関して図があればということなのですが、今回も参考資料で幾つか図とかは出てくることになるのですよね。そこには今のところそういうものは載らない予定なのですか。もし可能であれば追加していただくといいのかなと思います。

脚注18だから、政府税調の資料3を参照してくれば逆進性がわかりますよというたてつけになっているの

ですかね。

参照というか、都税調で提示する参考資料の中に引用することもできるわけですよ。

【百澤税制調査担当課長】 そうですね。この点は出典だけの記載になっておりますので、例えば図のようにわかりやすくイメージが書いてあるというものではないので、巻末とか文中でもいいのですけれども、参考資料をつけることは可能ですので、それもつけるということで対応可能だと思います。

【小林委員】 あと、個人事業税の沼尾先生からの話は、私も確かにそうだなというか、どう考えるべきかなというのは前からひっかかっているところで、物税ではあるので、事業そのものに対して課税するので所得課税ではないと言いつつも、ただ、実際の課税標準が所得になっているところから、分類上、所得課税に分類しても何も問題なさそうな感じもするのですけれども、そこの整理というか、確かに脚注でそこを補足するのはいいアイデアかなと思いますが、一旦その文言はお任せして、次回にでも提示してもらえるといいのかなと思います。

もう一点、私が思ったところとして16ページの4つ目の最後のポツです。ふるさと納税のところ、「自治体が自らの財源と責任に基づき自律的な行財政運営を行うという観点からは」という前提がついているので、この後の全国一律の制度としてやるのではなくて、自治体が独自に決定できる制度とすべきであるというのは確かにそうだなという感じもしてもっともらしいのですが、一方で寄附促進税制みたいなものを考えたときに、それを自治体独自にという話になると、一種のフリーライドでうちだけやるのはとなって及び腰になって、なかなか自治体独自で寄附税制が拡充していくというのは想定しにくいところでもあるので、あくまでみずからの財源と責任に基づいて運営する観点からはという前提がついているので、ちょっと嫌味っぽい感じですよ。そのように考えればそうだけれどもということなのですから、そこのところが悩ましいなと思ったのですが、いかがでしょうか。この書き方で言いたいことは確かに言っているのですが、ただ、かといって実際に独自の寄附金税制を自治体に求めるというか、それぞれやればよいじゃないかというふうになるのは違うかなという気がするのです。どう整理したらよろしいでしょうか。すみません、無責任な言い方になってしまいましたが、皆さんこの書き方で別に違和感ないよということであれば、これでもいいかなと思うのですが。

【諸富小委員長】 星野委員、お願いします。

【星野委員】 私も今のふるさと納税の小林委員の御指摘は、同じような感想を持ちまして、最初に一読したときに違和感があって、もう一回読み直すと、そういうことも言えるかな、問題ないのかなという感じで、やはり何となくひっかかるところがあります。最後の「するべきである」という表現が少し強いのかなという印象はあって、もう少しここを弱めたトーンにすると、そんなにひっかからないかなという感じを持ちました。

【諸富小委員長】 これはもともとどういうことでしたっけ。現在のふるさと納税制度があって、ベースに各自治体が各自、実際にその制度をどう利用するか、税控除を行うか否か自体を独自に決定できるという仕組みにするべきだという意味なのですか。

【池上会長】 ここは小委員会で私が発言したと思うのですが、昨年度から小委員会、あるいは総会で御発言いただいたときも、特に東京に関して、はっきり言えば取られる一方ではないかという御意見がかなりありました。つまり自分たちが決めているわけではない、なぜ国が決めて、取られるのか、これは地方自治に反するではないかという御意見が出されました。そう考えたときに、寄附金税制というものは、国が決めたものに地方自治体が従わなければいけないのか。そうでなくて、東京都がそれをやりたいのだったら東京都がやればいいのか、そういう原則があるだろうと思ってこういう書き方を提案しているわけですが、言い方が強いのではないかと星野委員の御意見もございました。

表現は工夫させていただければと思います。ただ、地方自治体独自の寄附金控除があるかということ、ある程度はあります。例えば我々は大学に勤めておりますが、地元にある大学に対する寄附についても、東京都あるいはいろいろな県が、自分の区域にある大学に対する寄附に対して、控除対象に指定するかしないかは自治体が決め

ているわけです。それについては裁量というか寄附金控除の自主権といいますか、そういったものも存在するといえ存在します。そういう寄附金税制における地方自治体の役割をどう考えるかという非常に大きな問題が出てくるのですが、そこまで踏み込んでしまうとまた大きな話になりますので、もう少しこの表現を穏やかにしたほうが良いということであれば、少し検討させていただきます。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 小林委員、星野委員、追加でございますか。

【小林委員】 それでいいと思います。

【池上会長】 ついでにいいですか。先ほど小林委員から個人事業税について、沼尾委員からの意見と同感であるという御発言をいただきました。

17ページの冒頭の部分を見ますと、今言われたことが実は書いてあります。つまり『物税』である。課税技術上『所得』が課税標準とされているものの、『人』に着目して課す所得税や住民税とはその性質を異にするもの」と書いてあるわけです。改めてそれを注に書かなくても、本文に書いてあるからいいのではないかというのが私の感想です。

あるいは10ページの「(1) 個人所得課税の改革の方向性」の基本的な考え方のところに注のような形で書き入れるとか、個人所得課税の最後に個人事業税に触れるけれども、しかしそれはこういう意味ですよということをごここに書き加えるとか、そういう形もあります。そうすると多少、据わりがよくなると思います。17ページの上を書くのがいいのか、10ページから11ページの最初のところを書くのがいいか、これも考えさせていただきます。書いてある内容は、17ページの上で通じているのではないかと思います。

【小林委員】 おっしゃるとおりかなと思うのですが、私なんかは新参者みたいなもので、昔からのこれを物税としてこだわる言い方に共感がそんなにないといいますか、なので別に個人所得課税でいいと思ってしまふぐらいの感覚なのですが、ただ、物税にこだわるというと、そうは言っても所得に課税しているのだから所得課税ではないですかという捉え方で、それが地方税をやる人たちのコンセンサスとして受け入れられるのであれば、それでいいかなと思うのですが、そうでないとなれば、こういう説明はあるけれども、でも分類していること自体を便宜上の分類であるというような形での注釈というのがあってもいいのかなと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

【諸富小委員長】 私が事務局の皆さんと議論したときに、ちょうど小林先生と同じ議論をしていたのですが、歴史的には営業税から出発しているということで、事業をやることで公共団体が特別の許可を与えて営業することに対してある種の特権的な事業を営むという許可を得ているので、それでさまざまな事業を支える公共サービスに対する対価というところが始まっているということなので、課税標準、そこで所得と本来はするのではなくて、外形的なものだったのが、所得になったのはシャープ勧告以降ですか。いつから所得になっているのでしたっけ。もともと営業税のときから所得ではなかったのですよね。そういう歴史的経緯からすると。

【百澤税制調査担当課長】 記憶がおぼろげですが、営業税のときは売り上げだったと思います。

【諸富小委員長】 売り上げであって、一応、所得とは違う形であったのが、いつの時点からか所得になって、それが現在の状況では二重課税になりかねないわけです。ですので小林委員のおっしゃるように所得税として理解するほうがいいのではないかと。そうすると、それを解消して所得税に統合したほうがいいのではないかと。話になってくるのですが、歴史的な経緯からすると営業税から出発して、事業を営むことの特権的な利益に対して応益的に課税するものであるという理解ができていて、それが法人事業税についてもシャープ勧告以降、本来は付加価値税のはずが所得課税になってしまっていて、それは最近では外形化をやったんだともう一回、応益に戻しつつあるのです。

ですのでそういった経緯からすると、本来的にこの課税ベースが所得であることの問題が根本に多分あって、関口委員から審議の中でもこれでいいのかということ自体が本当は問うべきで、例えば付加価値ベースにこれを

切りかえるということを議論すべきではないかとすごく控え目におっしゃっていたのですけれども、そういう議論が後ろにあります。そこまで別に「すべきである」というところまで議論を起さなくてもいいかもしれないのですが、そういう理解であって、そこに現実と本来のこうあるべきのところとの乖離がどうしても発生しているので、それはあまりここでは説明していないので、これだけ見ると本当に私もそう思ったし、小林委員も御指摘の矛盾が存在しているわけで、どこまでそれを議論した上で所得課税なのだけれども、これは物税というか、本来の由来からいうと、ビジネスを営むことによる特別の特権的なものに対する応益課税なんだよということを説明するかというところにあると思うのです。所得課税なのだけれども、本当はもっと別の応益にふさわしい課税にすべきなんだよということも本当は言うべきなのかもしれないのですが、そこまで説明するとページ数ももっといってしまうので悩ましいところなのです。

【小林委員】 このままでもいいかなと思うというか、私は別にいいのです。ただ、こだわりのある人たちが一方でいて、都税調の答申でこう出てきたときに、事実上、これは所得課税と認めたようなものだという捉えられ方をするかもしれないですね。それでいいのかどうかというところかなと思うのですけれども。

【諸富小委員長】 ほかの委員の皆さん、何か御意見ありますか。

【星野委員】 私はこのままでも特に問題はないのではないかと思います。ではどうするといったときに、ほかに代替案としてどこに入れるかということがありますし、最初のところで物税であることを入れてあるわけなので、これでもいいのではないかと思います。

【石田委員】 私も物税ではあるけれども、最初のところに書いてあるからこれでいいと思うのと、もしここを何か違うところに持っていくと、4ページの1つ目のポツに「所得課税（住民税、事業税）」と書かれているので、ここも変わっていかなくてはいけないということですか。

それから、先ほどの9ページの「納めた税が自らの生活」で「社会」を入れようというのが出ましたけれども、今のところを読んでみると「地域社会」という言葉が盛んに使われていたから、この辺の言葉を持ってくるといいのではないかと思います。

【池上会長】 今、皆様から御意見をいただきまして、個人事業税のところ、むしろ星野委員からは、このままでいいのではないかという御意見をいただきました。石田委員からも、このままでいいのではないかという御意見をいただきました。小林委員は、意見書は出ているけれども、しかしこれでもいいのではないかという御意見かと思えます。これはこれで残した形にして、あと、今、石田委員からございました4ページのところについては、確かにそういうところがありますので、何も括弧内に入れる必要がないので、括弧内を全部取ってしまったほうが話はすっきりするかなと思えます。

それから、先ほどの地域社会ということですが、むしろ言ったほうがいいのではないのでしょうか。確かに地方税でございまして、そういう形に直させていただきます。

先ほど土居委員の御意見と、小林委員から御意見がありました社会保険料の逆進性に関して、今、皆さんのお手元にファイルがあると思いますが、第1回小委員会の資料の中の資料4に、個人所得課税に関する資料というものがありまして、その8ページに政府税調に出された図があります。これは財務省の方がつくられた図だと伺っていますが、社会保険料と社会保険料控除の効果を示したイメージ図なので、これは適当な資料として使えるのではないかと。これについてどういう説明を政府税調の事務局の方がされたかを確認した上で、使わせていただければと思っております。

【諸富小委員長】 これ縦軸がないですね。説明を本当は入れないといけない。

【池上会長】 途中で支払保険料が頭打ちになっているから縦軸は金額ですね。

【諸富小委員長】 金額なのですが、実線は率ではないですか。ですから率と料と両方がまざっています。右と左で別の軸を立てて、こちらは右、こちらは左と言わないと。

【池上会長】　そこは工夫をさせていただければと思います。

【諸富小委員長】　小林委員、どうぞ。

【小林委員】　この図を改めて見て思うのですけれども、横軸の数字をあえて入れていないではないですか。これ結構ミスリーディングではないかという気もするのですが、これだと相当強い逆進性があるような感じがしますけれども、結局このキंकしているところの境目が幾らなのかということによって受けとめ方が大分変わると思うのです。この横軸が全人口をあらわしているとしたら、相当な人たちが逆進性の中にいるという印象になってしまいますけれども、本当にそうなのかという問題がありますね。なのでそういう意味もあって、この図をそのまま載せていいかどうかというところは気になるところではあるかもしれないです。だから直接参考資料にあえて載せないというのでもいいかもしれませんが、でも真の姿を出す上では本来これは独自につくったほうがいいのかもしれないですね。それも手間かもしれませんが。

【石田委員】　9ページのほうがいいかもしれない。

【諸富小委員長】　今のキंकしているところが幾らか御存じですか。頭打ちになっている所得ですよ。所得比が終わって上限になるポイントが所得幾らなのかというのがわかれば。

【池上会長】　医療保険と年金では数字が違いますね。

【小林委員】　そうか。だから正確に出せないのか。正確に出そうと思えばかなり複雑な図になって、それを排除してイメージでつくるとすると、数字は入れられないということになるということか。悩ましい図なのですね。そうしたら、気になる人は原典に当たってくださいという意味で載せないというのも選択肢かもしれません。わかりやすい図ではあるのですけれども、必要以上のメッセージを出しているような気もしないでもないです。

【石田委員】　金額が入っているのは10ページの図だけですよね。あとは何も入っていない。

【池上会長】　この10ページの図は、たしかこのときの小委員会ではあまり評判がよくなかった。委員から批判をいただいた図なのです。9ページのほうがよいですか。

【小林委員】　難しいなどは思うのですけれども、とはいえわかりやすさを重視する上ではこの図はあってもいいのかなとも思います。そこでこの数字というか、横軸の意味というのに皆さんがというか、これを見た人たちがどれくらいのことを思うのかということによるかなと思って、その辺はよくわからないので、この説明で、文章だけでわかる人にはわかると思うのですけれども、それが図として出されたほうがよりイメージがしやすいのは間違いがないので、それだけのことを言っているものなんだということで割り切って出して、わかりやすさを重視するほうがいいのかなと考えてきました。

【諸富小委員長】　キंकしているところが医療の場合は幾ら、年金の場合は幾らというふうに注をしておいても別にいいですよ。

【小林委員】　それがわかればよりいい。

【諸富小委員長】　それはわかるはずですね。とにかくこういうものがどこかで頭打ちになることの効果としては、イメージ図でこのように書いておいて、医療はこのぐらい、年金ではこれぐらいというふうになっていますと書いておけばわかりますね。

【小林委員】　それがベストかなと思います。

【諸富小委員長】　ここに参考資料が何かで載せますか。

【池上会長】　参考資料は、本文中に出てくるのではなくて、後ろに付く形になりますので、これを載せた上で現実にどのぐらいの数字なのかということについてわかれば、それは図の下に注で載せておくことができると思います。その点はもう一回、政府税調の記録を見つつ、こちらと事務局で検討させていただきます。

【諸富小委員長】　ありがとうございます。

今の箇所ではほかのポイントでございますでしょうか。どうもありがとうございました。では、この部分について

ては大体御意見が出たということで、次に進みたいと思います。

そうしましたら「Ⅱ 税制改革の方向性」の3と4について説明をお願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、26ページをごらんください。「3 消費課税」でございます。

「(1) 地方消費税の改革の方向性」につきましては、昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、「(2) 地方消費税の清算基準」でございます。

30ページの2つ目のポツです。「現行の統計で都道府県別の消費額を正確に把握できない業種や販売形態は統計から除外して人口に代替するべきとの意見があるが、地域ごとの消費性向や購買力などを無視したものである。現行の統計を使用することに問題があると考えられる場合には、他の信頼性の高い統計や消費に関連する客観的データで代替することを検討し、現行の統計との比較考量を行った上で、対応を判断するべきである」としてしております。

3つ目のポツでは、「清算基準はあくまでも税収を最終消費地に帰属させるためのものであり、都道府県間の財政調整のために用いるべきではない。また、地方消費税の引上げ分が社会保障財源に充てられることをもって人口の割合を高めていくべきとの意見もあるが、『(1)』で述べたように地方消費税は地方自治体の多様な行政需要を賄う一般財源であり、清算においてその用途を考慮するべきではない」としてしております。

31ページの2つ目のポツです。「清算基準の制度本来の趣旨は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させることである。これを踏まえ、消費という課税ベースに応じた客観的かつ合理的な基準という観点から議論を行う必要がある。清算基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていく方向で検討がなされるべきである」としてしております。

「(3) その他の諸課題」につきましては、昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、「4 資産課税」でございます。

資産課税は、今期では今年度初めて議論しておりますので、全て新規の項目となっております。

まず、「(1) 資産課税の改革の方向性」でございます。

33ページの4つ目のポツでは、「今後、少子・高齢化の一層の進展に伴い、地方における社会保障関連支出の増大が見込まれる中、景気変動の影響を受けにくく安定的に税収を確保しうる資産課税の重要性は一段と高まっていくと考えられる」としてしております。

34ページの1つ目のポツでは、「資産課税は、まちづくりと密接な関係がある。まちづくりの方向性や税負担への影響が地域によって異なることを踏まえると、地域の実情に合った制度を構築するべきである。とりわけ東京都は、地価が高く住宅コストが大きいため、都民が今後も住み続けられるよう配慮する必要がある」としてしております。

続きまして、「(2) 固定資産税の負担調整措置等」でございます。

商業地等の負担調整措置につきましては、36ページの1つ目のポツの後段から3つ目のポツまでにおいて、「据置特例により、特例の範囲内での取れんが進まない、同じ評価額でも税額が異なり不公平であるなどの問題点が指摘されている」「大都市圏とりわけ東京都特別区は地価水準が高く、納税者の税負担は他の地域に比べて大きい。こうした中、据置ゾーンの下限の引上げや据置特例廃止などの措置が講じられた場合、その影響は極めて大きくなる」「こうした点を踏まえると、商業地等の負担調整措置に関しては、条例で定める負担水準により算定される額まで一律に減額できる条例減額制度の延長が今後も不可欠である」としてしております。

続きまして、住宅用地の課税標準の特例につきましては、36ページの5つ目のポツの後段及び37ページの1つ目のポツにおいて、「税収確保や他用途の土地との負担の公平性の観点から、特例率を縮小するべきとの意見もある」「特例率を縮小した場合、地価水準の高い東京都特別区の納税者は一層大きな税負担を強いられるおそれがある。そのため、地価の高い大都市圏では現行と同程度の特例率を維持するなど、納税者の負担緩和を可

能とする選択肢を残すべきである」としております。

続きまして、「(3) その他の諸課題」でございます。

新築住宅減額につきましては、37ページの下から2つ目のポツにおいて、「住宅政策の柱を『住宅の新築』から『中古住宅の流通』や『既存住宅の活用』へとシフトさせていくことは不可欠であり、新築住宅減額についても対象を重点化するなど大幅な見直しが必要である」としております。

続きまして、まちづくりへの税の活用につきましては、38ページの一番下のポツです。「まちづくりの方向性が地域によって大きく異なることを踏まえると、税制の活用においても地域の特性に応じた選択を可能とすべきであり、原則として全国一律に適用される特例措置は見直されるべきである」としております。

続きまして、償却資産の申告時期の見直しにつきましては、39ページの下から2つ目のポツでございます。「事業者にとって分かりやすい簡素な制度とするためには、申告時期について法人課税と整合性をとることも考えられる。その際、決算期が異なる事業者間の公平性や制度改正に伴う歳入への影響、市町村の事務負担等に留意すべきである」としております。

ここまでの説明は以上でございます。

続きまして、沼尾委員からの意見を紹介させていただきます。裏面ですけれども、29ページです。4つ目のポツで「地方消費税の導入の経緯からは、『最終消費地』を物やサービスを購入した地と捉え、…」という記述がありますけれども、ネット販売などを考えると、購入した地とするのではなくて「販売があった」もしくは「取引があった」という表現のほうが適切ではないかという意見をいただいております。

また、同じポツの中ですけれども、「一方、物を使用したりサービスを享受した地と捉えれば、需要サイド（消費者側）の統計…」という記述がありますが、物を使用したりサービスを享受した地が、需要サイドの統計である居住地と一致するものではないので、この間を埋める言葉が必要ではないかといった御意見をいただいております。

土居委員からは、このパートについては特段意見をいただいております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今、説明いただいた部分について委員の皆様方から御意見を伺えればと思います。よろしくお願いたします。

【星野委員】 地方消費税の清算基準のところ、30ページ目の2番目のポツですけれども、大変細かい話なのですが、最後の「地方消費税及び地方自治体の多様な行政需要を賄う一般財源であり」というところで、そのとおりなのですが、実際に今、引き上げ分は社会保障関係でということで、ちゃんと4経費にどれだけ使ったかということを出すような形にもなっているので、ここのところは「本来」という言葉を1つ入れて、「地方消費税は本来、一般財源であり」というふうにしたほうが、現実の動きを正確に反映しているようなことになるのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

【小林委員】 沼尾委員からの御指摘に重なるところで、29ページの4つ目のところで、最終消費地をどう捉えるかという話で、3つあるのです。購入した場所と消費、使用した場所と、その人が居住している場所という3つあって、そこで言う最終消費地というのがどれに該当することを期待しているのかといったときに、消費した場所というよりは、その人がどこの人なのかということのほうを恐らく重視しているのではないかと思うのです。最終消費地イコールその3つのどれなのか、特に消費地なのか居住地なのかというのがなかなか難しいところがあって、これはどう捉えるべきというコンセンサスみたいなものがあるのでしょうか。

【諸富小委員長】 ないですよ。明確な定義はないのではないのでしょうか。イコール居住地でもないですよ。

【百澤税制調査担当課長】 ここにも書かせていただいているのですが、地方消費税の導入の経緯、導入当時の議論としては、地方消費税の性格として最終取引段階に対する課税なのか、はたまた各取引段階に対する課税なのかという、その議論がある中で、結局、当時の大蔵省との調整の中で最終取引段階という消費税と同じような考えで統一するべきだということで、地方消費税も最終取引地に税収が帰属するように清算システムが導入された。これは当時議論していた学者の論文ですか、総務省の解説本なんかにも書いてあったりする。そういったところを読んでいくと、本来であれば最終取引地に税収を帰属するべきなのだろうというのが、当時の議論から推察されるといったところですよ。

【諸富小委員長】 最終取引というのは、消費者と小売の取引という意味でしょうか。

【百澤税制調査担当課長】 取引があった地ということですよ。

【小林委員】 結局、流通のどの段階で課税するかという意味では、中間段階ではなく最終段階で課税すべきであるというような意味なわけですよ。そうであるとする、それが消費された場所に意味があるのか、それとも消費した人がどこの人であるかということに意味があるのかというのは、何も特に言われていないということですよ。そうすると、そこは議論の余地があるということをちゃんとやったほうがいいのではないですか。

これは単にだからもし物やサービスを購入した地と捉えるのであれば、供給サイドの統計ということになるけれども、一方で物を使用したり、サービスを受用した地として捉えるのであれば、そこで沼尾先生のおっしゃる話で物を使用したり、サービスを受用した地と捉えるのだとすると、その居住地ではなく使用場所が重要ということになって、それがしかし需要サイドの消費者側の統計で把握できるのかという話になってくるのですよ。

ということで、そこに少し説明が必要ではないかという沼尾先生の御指摘は、そのとおりかなと思うのですけれども、一方で地方消費税というか、地方公共団体の消費課税の税収の帰属先としてあるべき姿としては、消費地よりも居住地かなという気もするのです。消費した場所に何か迷惑をかけてとか、それに恩恵を受けてとかいうことで、その地に税収が帰属するべきという側面も確かにあるかもしれないですけども、ただ、結局その人が、自分が居住している地域で受ける公共サービスの対価として税を払うということだとすると、自分の居住地の自治体に税収が行くべきということになりますよ。ということになるので、そこがきちんと議論されないまま来ているというところを、その議論に結論を出す必要はこの段階ではないと思うのですけれども、議論の余地のある話なんだということを明記してもいいのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。明記したほうがいいのではないかという気がするのです。

【諸富小委員長】 そこがどちらとするかによって、どちらの統計を使うかという問題と連動しているのです。だから最終取引ということで小売から消費者へということに注目すると、供給サイドのデータでいいではないかということになりますし、今、小林委員がおっしゃった居住地のほうではないかということになると、そこが奈良県なんかは今、典型的に主張しているように、人口でいいのではないかみたいな。

【小林委員】 ただ、居住地は重要だと思うのですけれども、人口でそれがあらわせるかということ、一人当たりの消費額とか消費性向が同じだという仮定に基づけばいいですけども、そうであるはずはないので、そこで人口を使うのは適当という話にはならないと思うのです。そこはきちんとやったほうがいいところなのです。だから最終消費地イコール消費地なのか居住地なのかということについては、議論の余地があるということは別の次元の話で、それはそれで言った上で、しかし、居住地だとしても人口を用いるのは必ずしもというか、相当適切ではないと思うので、そこが一番強く言うべきところかなと思うのですけれども、それは言っている、そこはいいかなと思うのですが、言っていますよ。

なので29ページの4ポツ目のところが導入経緯の話で、こういうふうと考えて、こうしていたよというだけの説明なので、そういう意味ではこのままでもいいのかな。議論の余地がある話だということをお互いに言わなくていいのかもしれないですね。このままでもいいのかもしれませんが、そうすると沼尾先生の御指摘のところの部分、消費地だとしたときに需要サイドの統計により把握することとなるというのは、かなり必然性があるような書き方になっているので、そういう考え方からこのように把握されてきたんだというふうにお客観的に事実として述べる書き方しておくといいたいのではないのでしょうか。

【池上会長】 ただいまの小林委員の御指摘から言うと、29ページ下から6行目「を把握することとなる」と書かれているのを「が把握されてきた」というように受け身に書くと、1つ現実がそうだという書き方になるのかと思います。

この場であまり意見を言うのがよいかどうかわからないのですが、消費税導入の経緯は皆さん御存じのとおりです。地方消費税以前にもととの消費税の導入が平成元年。御存じのとおりいろいろな経緯があって、大平内閣のときには一般消費税と呼び、中曽根内閣は売上税と呼び、それをまた消費税というようにどんどん呼び方を変えている。実は、売上税と呼べば都合がいいのです。都合がいいといいますか、わかりやすい話で、売上税というのだから明らかに取引のあったところでかけると言いやすいわけですね。英語では“Sales Tax”という。これはアメリカの州レベルでも“Retail Sales Tax”という呼び方がされている。これは取引のあったところでかければいい。これはわかりやすい。

ところが、消費税と言うから、今お話が出てきたように、居住地に住んでいる人の消費額を調べるという、いわゆる支出税的な発想になり、住民消費税あるいは住民消費支出税ということになってきます。こうなると、需要側で消費統計をどうするか、という悩ましい問題に突入するわけですね。だからこれを売上税と捉えるのか、住民消費税と捉えるのか、という問題があります。この答申の段階ではあまりそこまで踏み込まずに、議事録には残りますので、そういう問題が議論になっていることを踏まえつつ、答申案としては、把握のところの書き方を変えるということではいかがでしょうか。

【小林委員】 全くそのとおりかなと思います。例えば「これを把握することとされてきた」というような感じでもいいかなと思いますけれども、その細かいところはお任せして、微修正でいいのかなと思います。

【諸富小委員長】 ここでの趣旨は、小林委員御指摘になったように、仮に供給サイドではなくて消費サイド、需要サイドをつかむことが大事だという観点に至ったとしても、人口によって配分というのは極端な話で、実は需要サイドの消費統計というのは難しいですね。全数調査ができないというのが根本にあって、だから人口に一足飛びに飛んでしまうのではなくて、サンプル調査等によって統計的手法によって信頼性の高い需要側の消費データをつくっていくべきではないかというのが後段の30ページから31ページあたりでの議論。それが本筋の議論で、できないので人口ということにはならないのではないかと趣旨です。

このパートでほかにございますか。そうしましたら、大体このパートについて御意見を言っていたというところで、次へ進みたいと思います。

そうしましたら、事務局より「Ⅲ 地方税財政制度における諸課題」と「Ⅳ 住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」について説明をお願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、40ページをごらんください。「Ⅲ 地方税財政制度における諸課題」のうち「1 環境を基軸とした税制の実現」でございます。

40ページから46ページまでは、昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、46ページの「(3) 森林環境税」でございます。

47ページの3つ目と4つ目のポツでは、「森林整備等を推進することは、広く国民一人一人が恩恵を受ける

ものであり、森林保全の重要性についての理解や当事者意識を醸成する観点からも意義がある」「しかし、森林整備等に必要な財源を確保するため、国の施策として国民に新たな税負担を求めるのであれば、地方税の枠組みを活用することなく、国の責任において対応するべきである。個人住民税均等割に上乘せする方式の採用については、所得に対して逆進的な税である点からも、より一層慎重な検討が求められる」としております。

続きまして、48ページから52ページまでは、昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、53ページの「2 地方財政調整制度」でございます。

54ページの4つ目と5つ目のポツでは、地方交付税のトップランナー方式について、記述を追加しております。また、55ページの2つ目のポツから4つ目のポツでは、地方自治体における基金残高について、記述を追加しております。

その他は、昨年度及び一昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、58ページの「3 納税者の信頼向上に向けた取組」につきましては、おおむね昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、63ページの「4 都の重要施策を支える税制の役割」でございます。

64ページの3つ目のポツでは、宿泊税における民泊の取り扱いにつきまして、「平成29年6月に成立した住宅宿泊事業法の動向を踏まえ、課税実務上の課題に留意しつつ、現在対象となっているホテル等との公平性を考慮して検討を深めていくべきである。」としております。

その他は、おおむね昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

続きまして、67ページの「IV 住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」でございます。

(日本経済の活力向上)及び(自分らしく生きていける社会の実現)につきましては、昨年度の答申の考え方を踏襲しております。

答申の結びとなる(目指すべき地方税制の姿)につきましては、69ページのポツにおいて、「都民・国民の未来を切り拓く礎は、次世代を含めた住民が安心して希望を持って暮らせる地域社会の実現にある。地方自治を支える分権改革を一層推進し、地方自治体の役割と権限にふさわしい地方税財源の充実に向けて、たゆまぬ税制改革の努力が求められる。」としております。

答申(素案)の説明については以上でございます。

続きまして、委員からの意見を紹介させていただきます。

まず沼尾委員からの意見です。47ページの2つ目のポツです。ここにつきましては、そもそも森林環境税について森林の抱える一番の問題というのが森林の荒廃であることから、この点を追記したほうがよいのではないかという意見をいただいております。

続いて58ページ2つ目のポツで、「地方法人課税などの地方税制度を地方自治体間の財政調整の手段として用いることは、応益原則に反するだけでなく、税そのものに対する信頼を失わせることになるため、断じて許されない」という記述がありますが、これに対して税そのものに対する信頼を失わせるというのは飛躍していると感じる。地方税の基準等を財政調整の手段として用いることは、税体系を崩しかねず、結果として税の信頼を失わせるといった論調にするとよいのではないかという意見をいただいております。

続きまして65ページの1つ目のポツです。宿泊税に関して、宿泊税の税率の引き上げにつきましては、小委員会の議論を考えると、トーンを上げて「引き上げるべき」と明記してもよいのではないかという意見をいただいております。

続きまして68ページの4つ目のポツです。「地方自治体は、住民に身近な行政主体として、ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供してきた」という記述がありますけれども、東京23区以外の地方自治体の状況を見ると、きめ細かなサービスを提供したとは言い切れる状況ではないのではない

か。むしろ「提供することが求められている」といったトーンのほうが適切ではないかという意見をいただいております。

続きまして、土居委員からの意見です。47ページの最後の一番下のポツです。「個人住民税均等割に上乗せする方式の採用については、所得に対して逆進的な税である点からも、より一層慎重な検討が求められる」という記述がありますが、個人住民税均等割が所得に対して逆進的というのは確かにそのとおりであるが、そもそも均等割を納税しているのは6,000万人にすぎず、本当の低所得者は納税していない。このことを正確に表現するために「合計所得金額が一定の金額以下の者は非課税とされているものの」などの文言をつけ加えるべきとの意見をいただいております。

続きまして55ページの2~4つ目のポツでございます。こちらは修文というわけではないですけれども、意見としていただいております。地方自治体が積み立てている基金の中には、後年に債務を返済するために蓄えているものもある。それを債務返済に充て収支改善が図られるならば、結果として国と地方を通じたプライマリーバランスの改善につながる。財政健全化の目標として掲げる指標は、国と地方を合わせた基礎的財政収支である。地方の改革努力の結果が国に取り上げられるような進め方では国と地方の協力関係は築けない。国と地方の収支改善に資するならば地方の基金を召し上げるような印象を与える必要はない。むしろ地方の歳出抑制努力を国として支援するような仕組みを考えるべきとの意見をいただいております。

続きまして64ページ、最後のポツです。これもどちらかという修文というよりも意見というようなニュアンスなのですが、民泊については、宿泊施設の提供者、利用者及びプラットフォーム事業者が全て非居住者である事例もふえており、実態の把握が困難などの課題がある。近年さまざまな分野で「シェアリングエコノミー」や「クラウドソーシング」が進展しつつある中、これらの事業者の課税の公平性についても問題提起していく必要があるのではないかという意見をいただいております。

ここまでについては以上でございます。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明につきまして委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【小林委員】 私が2点ほど申し上げておきたいこととして、47ページの森林環境税の課題のところ、国が森林環境税をつくらせるときに、地方税の枠組みを活用するべきではないということはかなり強く主張している形になるのですが、必ずしもそうなのかなというところがありまして、例えば今、地方消費税は完全に消費税の枠組みの上に乗っかって、国税の税務署が徴収をして、そして自治体はそれに対して手数料みたいな形で負担をしていますね。そのような形で例えば地方税の枠組みを国が活用するに当たって、枠組みをというか、要するに自治体の徴税部門がとることになるわけですから、それに対して国から一定の委託料なり手数料なりをちゃんと負担してもらった上で、自治体が国税をかわりに徴収することがあっても別におかしくないのではないかという気がします。ただ、ただ働きさせられるのはよくないかもしれませんが、応分の負担を国がしてくれるのであれば、地方税の枠組みを活用することも検討に値するのではないかと私は考えているので、ここまで強くこの答申の中で主張するのはどうかと思います。というのが1点。

もう一つ、宿泊税のことなのですが、これは沼尾先生から引き上げるべきであると言うべきではないかというお話もありましたが、65ページのところです。やはりここはちゃんと評価、検証を行った上で税率の引き上げあるいは税率区分等を検討するのが妥当ではないかと思っております。それをどこで検討するかというときに、宿泊税自体は東京都が独自課税として始めたもので、5年に1回見直しをするというようなことになっていて、今までそれは行政内部でやられてきたわけです。例えば都税調の中に分科会を設けて、きちんと検討していくとかいうことを積極的に打ち出していったほうがいいのではないかということで、検討するべきではないか

との意見があったという書き方になっていますけれども、検討した結果、別にそのままならそのままでもいいわけですが、5年に1回の見直しというのはきちんとして外にも見える形でやったほうがいいのではないかと思いますので、そこら辺まで意識して書いたほうがいいのではないかと思います。あるいはそういう意見があったぐらいの書き方でも構いませんけれども、という2点です。

【諸富小委員長】 ここについては小委員会の場合でも随分、前回複数の委員から宿泊税を前向きに検討すべき、京都市のように民泊も含めて全部を課税対象にした上で、累進的な規模別、料金も段階で区別をつけてということもある中で、都としてはどうするのか、もう少し前向きにという意見が複数あったもので、今後どうするかということについて記述をむしろ強めるべきではないかという意見もありました。その中で確かに小林委員がおっしゃるとおりで、そういう方向に向けていくかどうかも含めて評価、検証のポイントとしてもう少し小林委員としてはどういう点を評価、検証すべきか。どうですか。もっと表に出してちゃんと公開の場といいますか、議事録も出るような場で、これまでの数字とか、経験なども通じてきちんと議論をした上で、オープンにやった上でどうするかを決めていくべきだという、これはすごく前向きな御提案だと思うのですが、評価、検証ポイントとしてはどういうものがございませうか。

【小林委員】 小委員会でも少し申し上げたかなと思いますが、税金の使途、使い道というのが観光の振興に資する費用という形になっていたかと思いますが、中身を細かく精査していくべきではないかというのは、この間、申し上げた原因者負担に相当するのか、旅行者の受益者負担に相当するのか、あるいは都民が受けている便益に対する対価に相当する部分もあり得るところになりますので、なかなか境目が難しいところもきっとあるだろうと思うのですが、そういうところを議論していくべきではないかと思いました。

あと、議論の過程が全部議事録に残るのがいいかというのもあって、最終的にちゃんとデータとかも報告書のような形で示すということは重要なことだと思いますけれども、議論の過程を一回一回公開していくのがいいかどうかというのは、議論の余地があるかなと思っています。

【諸富小委員長】 わかりました。当然の御指摘かなと思います。要は観光振興という事業のそもそもどれぐらい必要なかということのトータル、使途と入ってくる税金との見合いですね。それが本当に足りないのか、足りないからこそもっと課税を強めて、使途にふさわしい税金を上げる税に引き上げていくべきなのかという点がまずあるのと、一体その経費を誰に、どのように負担させるのがいいのか。ただ、基準は原因者でいくのか受益者でいくのか、あと、観光の方々に便益が帰着している場合と、住民も実は恩恵を被っている場合もあるので、その負担割合をどうするのかとか、こういったあたりを詰めていかないと宿泊税の具体的な設計とか、課税強化の議論ができないのではないかと思います。ありがとうございます。

ほかにもございませうか。

【石田委員】 64ページの今の民泊なのですが、土居先生の「民泊については」という文章はすごく具体的でわかりやすいので、こちらの64ページは特に一番下のポツの今後、民泊事業における宿泊が問題となる、具体的にこういうものがある、ということ、この後に「民泊については」という、この土居先生の文章を入れたらわかりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 そのまま使うべきということですか。

【石田委員】 はい。少し変えていく必要はあるかもしれませんが、「今後、民泊事業における民泊が問題となる」というところを、その後でもいいのですけれども、具体的にになっていくからわかりやすいのではないかと。今まであまり民泊を挙げていなかったらなお、特に私も事業者が全て居住者でなくて非居住者がふえているのは、実際にたまたま私の事務所のそばでも今回こういう施設が建って、出入りしている人がほとんど外国人なのでそういう問題を具体的に書いてくださったほうがわかりやすいかなと思いました。

【諸富小委員長】 星野委員、宿泊税について何かございませうか。

【星野委員】 宿泊税のところは、私はその回は欠席をしていたのでどういう議論でというのがよくわからないのですが、沼尾先生の御指摘だと内容は引き上げるべきということではなかったかということだと思うのですが、ただ、その回に出ていなくても、この文章は恐らく議論の中では引き上げるという話が出たんだということが読み取れるような内容ではあるのではないかと思います。この辺はそのときの議論との兼ね合いで、どうするかという御判断になるのかなと思いました。その回に出ていなくても一応、そういう議論があるんだということは、文章だけ見てもわかるような内容になっているかなと思います。

【諸富小委員長】 会長いかがですか。

【池上会長】 65ページが一番上のポツなのでありますが、原案は昨年度の答申と同じような表現になっています。それについて宿泊税の議論をしたときは、確かに引き上げについての積極的な意見も出されておりました。

今、小林委員からも、引き上げるか引き上げないかということについて検討する場を内部にするのではなく、この調査会の分科会のような形でやるべきではないか、つまり手続の明確化といいますか、オープン化といいますか、そういう意見も出されました。

前回のような表現のままでいいのかと考えると、今、出されているのは、もう少し進んだ形の表現がよいという意見だと思います。引き上げるということで意見が一致しているようではないのですが、表現が前回のように「意見があった」というとごく一部の意見のように思える。しかし、どうもそうではない。多数の委員が何らかのアクションを提起すべきだと言っておられますので、表現は全体の意見を入れた上で、もう少し工夫できるかなと思いましたので、検討させていただきます。

それから、今、石田委員から言われました土居委員の意見書のところは4行あるのですが、4行ある意見のうち、上の2行を64ページ一番下のポツの3行目のところに入れることが、問題をより明らかにする点でよいのではないかと御意見だと思いますが、これはどうでしょうか。よろしければ、それを入れさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 この問題は課税の公平性という点から言うと、民泊を対象にしたいところなのですが、実態把握が通常のホテルと比べたら困難なのでしょうね。だから新しい住宅宿泊事業法の動向を踏まえて、まず実態把握と、どういうふうにして近隣、居住者の方々と旅行者の方々のルールを設定していくのかとか、所有者ないし経営者に対してどういうルールを求めていくのかといったような、地方公共団体から言ったら規制になりますけれども、あるいはルール化と呼んでもいいかもしれませんが、まずそういうものが多分あって、その権限をどこが持つかという問題もあって、都なのか市町村なのか区なのかということがあると思うのです。さらに実態把握、それから、どこがそういうある種の民泊との規制関係の関係を結び結ぶのかという問題もありますし、その上でそういったところが得られる民泊の実態に関する情報を課税情報として利用をどこがするのかという問題も幾つかあると思いますので、そういったことも含めて民泊を課税対象とするにはかなりいろいろな検討事項も発生すると思いますので、単に現在の宿泊税を引き上げるだけなら割と現在の制度下でできるのですが、民泊を対象とするといろんな論点が副次的に発生してくると思います。

ただ、一方で京都市のようにやると言っているところもありますし、京都市は既に委員会を立ち上げて、具体的な規制とかルール化とか実態把握のところを急速に進めて、法が施行する前に既にそういうものをやってしまうということですので、そういう事例もありますし、いろいろな事例も参考にしながら議論をしていくことは必要ではあると思うのですが、ここの表現上、事務局で議論を踏まえて引き取らせて修正させていただくようにしましょうか。会長、どうしますか。

【池上会長】 64ページについては、土居委員のコメントと、諸富小委員長の御発言の意味を含めて文章を拡充することかと思いますが、65ページについては、先ほど私も述べましたが、きょう出された意見、そ

れから、そのときの小委員会の意見、出されているコメント、それぞれを踏まえて文章の適切な修正を行いたいと考えております。

【諸富小委員長】 大体宿泊税については論点が出尽くしたかなと思いますので、ほかの論点に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【星野委員】 54ページの（地方交付税制度のあり方）の5番目ですけれども、「なお、トップランナー方式による歳出効率化の成果については」というところがあるのですが、前段のところではトップランナー方式の採用は交付税制度の財源保障機能が損なわれないように留意するべきであると言った後に、トップランナー方式の歳出効率化については、自治体に還元しというのがそぐわないのではないかといいことがあって、「なお」というところは全部削除しても意味は通じるといいますので、削除するか、あるいは「トップランナー方式による」を削って、「歳出効率化の成果については、自治体に還元し」とするほうがよろしいのではないかと思います。

もう一つ、交付税絡みのところで東京都の話で、57ページの上のところなですけれども、最後に「地方交付税制度の安定性とその精度を高める改革こそが重要である」というのがあって、「精度を高める」という意味が恐らく東京都の財源超過というのが実態に合っていないところを受けて「精度を高める」とおっしゃっているのかなと思うのですけれども、「精度を高める」というのがどういう意味かなと思ってしまうので、このところは恐らく「交付税制度の安定性と充実を図る改革こそが重要である」ぐらいにしても、そんなに大きな違いはない、意味が外れることはないと思いますので、「精度を高める」というのが精緻化というか、そのようにも受け取られかねないので、少し表現を変えたほうがいいのではないかといい印象を持ちました。

以上です。

【諸富小委員長】 今の点、会長からコメントはありますか。

【池上会長】 54ページのトップランナー方式の話ですが、前段のほうというか、下から2つ目のポツではトップランナー方式の批判を書いておいて、下のほうはトップランナー方式の成果をちゃんと振り向けると書いてある、こちらは肯定しているのではないかと、矛盾しているのではないかといい御指摘ですね。確かにトップランナー方式によるというのは、下から3行目を入れているからそのような矛盾が出てしまうので、そこを取ってしまうところは1つの解決法としてあるのかなと思います。

それから「精度を高める」という表現がどうなのか、ということだと思います。54ページは地方交付税制度のあり方ということで全国的なことを言っているわけです。55ページの下から東京における諸課題とあるので、東京の話をしている。東京から見たとき、56ページのあたりで財源超過はこんなに大きくないという議論をやって、だから精度を高めるという表現に結びつく、そういう形になっているのだと思います。

全体としては、57ページの3行目の「地方交付税制度の安定性とその精度を高める」という表現とは矛盾していないだろう。充実という点については、55ページの上から2行目から「地方交付税制度を持続可能な制度とし、財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮させていくためには、地方交付税の法定率を引き上げる」と言っています。ここで安定性と充実という意味が表れていると思います。全体的な充実という言葉をもし入れるのであればここに入れるのだらうと思いますので、57ページは今の形でもいいのではないのでしょうか。

【諸富小委員長】 これは57ページの「精度を高める」の対象は、56ページの下の方の財源超過額の算出をめぐる精度を高めるという、かなり限定された意味であるということですね。なので、その意味においてここはそのままでいいのではないかといい会長のコメントではあるのですけれども、星野先生、その点いかがですか。

【星野委員】 その方向で大丈夫です。

【諸富小委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 文脈上、一見、問題なさそうな感じもするのですけれども、ただ、東京都としてここで言うべきことというのが、そういう表現は使われていないかもしれないけれども、不合理な割り落としみたいなことが

行われているという話がありますね。それに対して異を唱えることはいいと思うのですが、ただ、そうではなくて、基準財政需要が理論値であってサービスの実態をあらわすものではないということに対して言うとなると、基準財政需要の問題というのは実際のサービスの実態を反映して支出額がそのまま入ってくるような形になると、使った分だけ交付税をもらえることになるので中立性を確保する観点からあくまで理論値なんだと。実態に近いに越したことはないけれども、実態そのものではなくてあくまでないんだということで、ただ、中立性を高めようとする、あるいは最近では包括算定経費のような形で簡素性が求められた結果として入っているものもありますから、中立性、簡素性の結果として、それを追求した結果として出てくる基準財政需要のあり方というのは、実態とは必ずしも一致しなくなるということは必然的に出てくるわけです。

そうすると、その実態に合わせるような精緻化をしようとする、逆に中立性や簡素性が損なわれるというトレードオフが出てくることになるので、ここでその精度を高めるべきであるということによって言うことは、つまり中立性や簡素性を多少犠牲にしても実態に即したものにすべきであることを主張していることと同義になってしまわないかなという懸念があるのです。だから東京都として言いたいこと、この精度を高めるべきであるという表現が合っているかどうかというところですかね。そこは少し気になります。

【諸富小委員長】 ただ、ここで書いているのは、例えば昼間流入人口の算定とか、土地価格の算定で上限値を設けるという点は、多分、施設をつくる際の標準的なコストを設定しているとか、標準的なサービス利用人口を想定しているとかではなくて、操作可能性がない経済の実態に関するデータに恣意的に上限を設けてしまっている。ここはサービス発生の原因である経済の動きに関することなので、ここはちゃんと実態を入れるべきではないかという指摘そのものは正しいような気もするのですが、中立化とは少し違う。

【小林委員】 そうですね。そういう意味で言うと中立性や簡素性に配慮しながら精度を高めるとかいうような言い方にすれば、問題ないかなと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そのあたり、小林先生が御指摘のような問題を提起しているんだということにはならないような表現ですかね。

ほかにございますか。そうしましたら、このパートも大体御意見を出していただいたとしまして、どうもありがとうございました。これで全てのパートの御意見をいただいたということでよろしいですね。

では、本日、答申（素案）に対して委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、事務局とも相談しながら答申案文の作成を進めてまいりたいと思います。作成した案文は次回、第5回小委員会でお示しますので、再度御意見をいただければと思います。

それでは、その他の議題としまして事務局から御報告がございます。「地方消費税の清算基準に関する補足資料」についてです。どうぞよろしく願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、「地方消費税の清算基準に関する補足資料」をごらんください。

地方消費税の清算基準につきましては、第2回小委員会にて御審議いただき、答申（素案）にも反映させていただいたところがございます。その中では「消費という課税ベースに応じた客観的かつ合理的な基準という観点から議論を行う必要がある」としております。

また、一部の県からは、従業者数の比率を廃止して、販売統計データに含まれない消費の代替指標を人口に統一すべきという意見もございます。今回お示しする資料については、こうした意見の妥当性を検証するため、事務局にて他の統計を参照して試算を行ったものでございまして、小委員会の場をお借りして御紹介させていただくものでございます。

具体的には、現在統計に含まれていない主な業種や販売形態について、他の統計を用いて人口及び従業者数との相関を調べたものでございます。

いずれの統計においても、一定の前提がございますので、参考としてごらんいただければと考えております。

それでは、1ページをおめくりください。

まずは、旅行業でございます。参照した統計が左上に書いてありまして、これは観光庁による「旅行・観光消費動向調査」でございます。この統計はサンプル調査となっております、統計から居住地別の国内旅行消費額というものがありまして、これを用いております。

平成27年度の税制改正で旅行業は除外されているわけなのですが、旅行会社から購入したいいわゆるパック旅行が対象となっているものでした。本統計では宿泊や飲食を含む全ての旅行消費が対象となっている点に御留意いただきながら見ていただければと思います。

左下には、都道府県別の消費額を掲載しております。その右側には、あわせて参考として人口のシェア、従業者数のシェアを掲載しております。

さらに右下ですけれども、都道府県別の消費額と人口及び従業者数との相関を掲載しております。人口がゼロの際の消費額がゼロとなることから、定数項をゼロとして回帰分析をして、決定係数を算出しております。もちろん、言わずもがなですけれども、決定係数が高い方が相関が高いということになります。

グラフでは、縦軸として従業者数と人口の割合、横軸が決定係数となっております。現行の清算基準におきましては、人口7割・従業者数3割となっておりますので、破線で囲った部分が現行の基準ということになります。この旅行業の業種に限ってだけ言うと、販売統計データの代替指標としては、現行の人口7、従業者数3が一番高くなっておりまして、このデータに限って言えばおおむね妥当と言えるものと考えております。

もう1ページおめくりください。

こちらは競輪・競馬等の競走場、競技団でございます。いわゆる公営ギャンブルというものでございます。参照した統計は各公営競技団体が公表している売上データとなっております。中央競馬につきましては、競馬場・専用場外、いわゆるウインズごとの売上データとなっております、その所在都道府県別に計上しております。一方、中央競馬以外につきましては、各競技を開催した場ごとの売上データとなっております。それを開催場の都道府県に計上しているということでございます。また、いずれもインターネット販売についてはここから除外して消費額として計上しております。

右下をごらんいただくと、都道府県別の消費額と人口及び従業者数との相関についてですけれども、この業種につきましては従業者数との相関のほうが強くなっているということでございます。

ページを1枚おめくりください。こちら通信・カタログ販売・インターネット販売でございます。参照した統計につきましては総務省による家計消費状況調査でございます。この統計はサンプル調査となっております、関東、東海のように比較的大きい地域ごとに1世帯当たりの支出額を集計したのとなっております。その地域に入っている都道府県の数値に世帯数を乗じて、各都道府県の支出額として推計しているものでございます。

このデータに限っては、人口3・従業者数7というところが一番高くなっているというものでございます。

さらに1枚おめくりください。こちら建設業でございます。参照した統計は国土交通省による建築物着工統計です。各都道府県の住宅に係る工事費予定額を用いているものでございます。

このデータに限っては、人口4・従業者数6が一番高くなっております。

続きまして、もう1枚めくっていただいて電気・ガス・熱供給・水道業でございます。参照した統計は総務省による家計調査となっております。こちらの統計はサンプル調査でございます、都道府県庁所在市ごとに1世帯当たりの支出額を集計したのとなっております。この数値に世帯数を乗じて、各都道府県の支出額を推計しております。

このデータに限っては、人口4・従業者数6といった割合が一番高くなっている状況でございます。

最後1枚おめくりください。こちら政府消費でございます。参照した統計は「県民経済計算」となっております。「県民経済計算」のうち、政府最終消費支出額と県内総資本形成額（一般政府分）の名目支出額を集計した

値を用いております。

右下をごらんいただくと、このデータに限っては、人口1・従業者数9が一番高くなっているというものでございます。

説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

これはどういう形になりますか。答申があって、切り離された形で答申にくっつく形になるのですか。

【百澤税制調査担当課長】 特段これを答申に反映させるという趣旨ではないのですけれども、答申に客観的なデータに基づきということと、あとは人口の比率を高めていくべきという意見がある中で、客観的なデータを用いて事務局でやってみたものを報告させていただくという趣旨ですので、何か質問がありましたらお答えさせていただきますが、特にこれをもって審議いただいて反映させていこうという趣旨ではございません。

【諸富小委員長】 何か委員の皆さん、コメントがございましたら。

【小林委員】 これは結局、先ほど少し言った人口がどこまで表しているかという話になったときに、この相関係数は結局、少し飛びぬけている東京都の消費額のシェアと人口、従業者数のシェアの関係がどうなっているかということにほぼ取れんされてくるけれども、それだけで決まるわけではないのですが、最初の2ページのところの競輪、競馬の前にあれですね。旅行の話なんかだと東京都のシェアは12.5%ということになって、人口のシェアと従業者のシェアのちょうど中間ぐらいのところにあるのです。そうすると人口と従業者のシェアを組み合わせることによって消費のシェアに近くなるということで、細かい7対3というものまではここからはすぐには出てこないのですけれども、組み合わせることが重要であるという話になるのに対して、次の競輪、競馬の話になるとシェアが東京都は20%ということになって、人口、従業者のシェアのどれよりも高いことになるので、これだと従業者のシェアをできるだけ高めたほうが実態に近づくということになるのですね。そういう理解をさせてくれるデータになっていますので、非常に有益ではないかと思えます。

【諸富小委員長】 ほかにございますでしょうか。いいですか。

それでは、本日の議事はこれで終了したいと思います。本日はお忙しい中、御参集いただきありがとうございました。これをもちまして第4回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —